

和解について

1 本件の概要

第2種社会福祉事業となる放課後児童健全育成事業等に係る委託契約において、消費税の誤払いが判明したことに
関し、和解条項のとおり和解しようとするもの

2 和解の相手方

宮城県仙台市太白区长町七丁目19番23号 TK7ビル3階
特定非営利活動法人ひよこ会 理事長 青野 里美

3 和解条項の要旨

- (1) 和解の相手方は、市に対し、返還金として639万9,385円を支払う。
- (2) 前号に係る振込手数料は、市の負担とする。
- (3) 市及び和解の相手方は、本和解条項に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。